

【取扱い厳重注意】

555

平成24年2月20日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成24年2月20日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

東京大学アイソトープ総合センター長 児玉龍彦

2 聴取日時

平成24年2月20日午後2時24分から午後3時50分まで

3 聴取場所

東京大学先端科学技術研究センター4号館309号室

4 聴取者

事務局 神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

校庭の利用基準について（別紙のとおり）

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い嚴重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、東京大学アイソトープ総合センター長の児玉龍彦氏である。

2 文科省の通知

校庭の基準や計画的避難区域について 20mSv/年という基準を用いたことは、ICRP によって示された数値でもあり、根拠としては成り立ちうる。

しかしながら、今回文部科学省は年間 20mSv から $3.8\mu\text{Sv/h}$ という値を算出したと説明しているが、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ では年間 33mSv となる。今回文部科学省が定めた校庭の基準は、場所の線量限度を決めたものなのか、個人の線量限度を決めたものなのか不明確である。つまり、放射性管理においては、場所の線量の基準を定める場合に年間の線量は単純に 24 時間に 365 日かけたものに、場合によって減衰率をかけたものでなければならない。文部科学省は今回、屋外で 8 時間、屋内で 16 時間というような想定を立てているが、これはあとからのこじつけたもので、まったく根拠がない。年間 20mSv であれば、1 時間当たりではおよそ $2.3\mu\text{Sv}$ となるがこれでは福島県の多くの学校が基準を超えてしまうこととなるので、おそらくそうやって算出された $3.8\mu\text{Sv/h}$ というのは、なるべく多くの学校を利用するために恣意的に定められた値であろう。福島等まで避難しなくても済むように先に $3.8\mu\text{Sv/h}$ という数値が設定されていたのだと考えられる。

他方、個人線量の基準を定めた場合、線量の管理は個人別の線量を測定し、全員がその基準を下回らなければならない、全員を守るようにしなければならない。今回の場合、個人毎の実測値はなく、また家での線量の評価もされておらず、いずれの基準として定めたのか全く不明である。

2 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を基準とした対応について

$3.8\mu\text{Sv/h}$ を下回った場合には校庭の利用制限をしなかったことについては、全く妥当ではない。被ばくというのはできるだけ低くすべきであり、平時であれば 1mSv/年という線量限度があるので、1 時間当たり $0.125\mu\text{Sv}$ を下回るまでにはいろいろな措置を執らなければならない。

$3.8\mu\text{Sv/h}$ を超える校庭について 1 時間の利用を認めていることについては、計画的避難区域は場所の線量で年間 20mSv を超えるところであり、時間当たり $2.3\mu\text{Sv}$ となる。学校では、これの逆転現象が起こっている。いずれについてもこれまでの放射性管理の厳しさからみてあり得ない措置である。